

## 園において予防すべき感染症の罹患報告書

認定こども石山保育園長 様

組

園児氏名

保護者氏名

㊦

下記のとおり、園において予防すべき感染症に罹患し、医師の指導に従い、療養しましたので報告します。

## 記

受診した医療機関名	病院・医院・クリニック・診療所
医療機関受診日	年 月 日 ( )
診断された病名	風しん 水痘 流行性耳下腺炎 インフルエンザ その他の疾病( ) ※該当の疾病に○印をつけてください。
発病した日	年 月 日 ( ) (インフルエンザの場合は、発熱、倦怠感、筋肉痛などがみられた日)
医師に指示された 自宅療養期間	年 月 日 ( ) から 年 月 日 ( ) まで
症状がなくなった日	年 月 日 ( ) (インフルエンザの場合は、解熱した日)
その他の連絡事項など	

※この様式は医師の診断に基づき保護者の方に記入いただくものです。  
(医療機関に作成していただくものではありません)

本園では、厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」を受けて、保護者の方に対応をお願いすることがあります。

保育所は学校とは異なり、生後すぐの乳児から小学校入学直前の6歳児まで幅広い年齢層の子どもが、長期間濃厚に接触しながら生活をしています。年長児ではそれほど重症にならない感染症であっても、低年齢児では時に脳炎など生命に関わる重症感染症に発展する場合があります。また、様々な感染症に対して学校の児童生徒よりも高い割合の感受性者が生活している場であることを忘れてはなりません。

厚生労働省「保育所における感染症対策ガイドライン」より

各疾病の 登園のめやす

病名	登園のめやす	
麻疹（はしか）	熱が下がってから3日を経過してから	
風疹	発疹が消えてから	
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが出現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になってから	
水痘（水ぼうそう）	発疹がすべて消え、かさぶたになってから	
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ熱が下がった日の翌日から3日を経過し、体力が回復してから	
百日咳	特有の咳が出なくなるまで。 または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了してから	
結核	医師に感染の恐れがないと認められてから	
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
ウイルス感染症	咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消えてから2日を経過してから
	流行性角結膜炎（はやり目）	感染力が非常に強いため、結膜炎の症状が消えていること
急性出血性結膜炎	医師により感染のおそれがないと認められるまで	
腸管出血性大腸菌感染症（O-157,026 など）	医師に感染の恐れがないと認められていること。トイレの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については、出席停止の必要はない。また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。	
溶連菌感染症	医療機関で処方された抗生剤を内服後24～48時間以上が経過していること。	
ヘルパンギーナ	熱が下がり、口腔内の水疱や潰瘍がなくなり、普通の食事がとれるようになってから。	
手足口病	熱が下がり、口腔内の水疱や潰瘍がなくなり、普通の食事がとれるようになってから	
伝染性紅斑（りんご病）	全身状態が良い場合は登園可能	
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まってから (症状が改善し全身状態が良いこと)	
ウイルス性胃腸炎 (ノロ・ロタ・胃腸風邪など)	下痢、嘔吐の症状が治まり、普段の食事がとれるようになってから ※症状がある間は感染する恐れがあるため登園できません。全身状態が良いこと	
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良くなってから	
帯状疱疹	発疹がすべて消え、かさぶたになってから。	
突発性発疹	熱が下がり、機嫌が良く全身状態が良くなってから	
アタマジラミ症	駆除を開始していること	
伝染性軟属腫（水いぼ）	掻きこわし傷から浸出液が出ている場合は覆うこと	
伝染性膿痂疹（とびひ）	発疹が乾燥しているか、湿潤部分がガーゼなどで覆うことができる程度のものであること。	
B型肝炎	急性肝炎の場合、症状が消失し、全身状態が良いこと。 キャリア、慢性肝炎の場合は、登園に制限はない。	